

議第 号議案

市長専決処分事項指定の件の一部改正

市長専決処分事項指定の件（昭和28年3月2日議決）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日提出

市会運営委員会

委員長 関 勝 則

第1号中「300,000円」を「5,000,000円」に改め、「及び第5号」を削り、第2号中「民事訴訟法に基づく訴訟上」を「目的物の価額が5,000,000円以下」に、「第5号」を「第4号」に改め、第3号中「申立価額200,000円」を「目的物の価額が5,000,000円」に、「第5号」を「第4号」に改め、第4号を削り、第5号中「又は改良住宅」を「改良住宅又は更新住宅」に改め、同号を第4号とし、第6号イ中「3,000,000円」を「5,000,000円」に改め、同号を第5号とし、第7号を削り、第8号を第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) 法令の制定、改正又は廃止に伴う当該法令の題名、条項号、用語等を引用する規定の整理その他の当然必要となる条例等の改正に関すること。

提 案 理 由

訴えの提起、和解、民事調停及び損害賠償に係る上限額を改定するとともに、法令の改正等に伴い、当然必要となる条例等の改正を市長専決処分事項に指定する等のため、市長専決処分事項指定の件の一部を改正したいので提案する。

参 考

市長専決処分事項指定の件

(上段 改正案)
(下段 現 行)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次に掲げる事項中異例に属するもののほか、市長において専決処分にすることができる。

- (1) 訴訟物の価額が $\frac{5,000,000 \text{ 円}}{300,000 \text{ 円}}$ 以下の訴えの提起 (第 4 号 に規定するものを除く。) に関すること。
- (2) 目的物の価額が 5,000,000 円以下 の和解 (第 4 号 に規定するものを除く。)
民事訴訟法に基づく訴訟上 第 5 号
に関すること。
- (3) 目的物の価額が 5,000,000 円 以下の民事調停 (第 4 号 に規定するものを除く
申立価額 200,000 円 第 5 号
。) に関すること。

(4) 訴訟物の価額が 5,000,000 円以下の地方自治法第 240 条第 1 項に規定する債権の徴収に係る訴えの提起 (次号に規定するものを除く。) に関すること。

(4) 市営住宅、改良住宅又は更新住宅 の使用料の滞納があった場合の使用料の
(5) 又は改良住宅
支払又は住宅の明渡しに係る訴えの提起 (支払を請求する使用料の額が 5,000,000 円以下のものに限り。)、和解及び民事調停に関すること。

(5) 次の区分による金額以下で、法律上本市の義務に属する損害賠償の額を定
(6) めること。

(ア省略)

イ 交通事故以外によるもの

$\frac{5,000,000 \text{ 円}}{3,000,000 \text{ 円}}$

(7) 町区域等の設定、廃止若しくは変更、住居表示の実施又は土地区画整理事業若しくは土地改良事業の実施に伴い、公の施設及び事務所事業所の位置の表示が変更された場合に必要となる条例の改正に関すること。

(6) (本文省略)

(8) (7) 法令の制定、改正又は廃止に伴う当該法令の題名、条項号、用語等を引用する規定の整理その他の当然必要となる条例等の改正に関すること。